



2026年3月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ イ ノ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 津 行 宏  
(コード番号 4556、東証スタンダード)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 本 部 長 林 司  
(TEL. 03-3816-4123)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2026年5月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年4月10日（金曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2026年4月10日（金曜日）
- (2) 公告日 2026年3月26日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.kainos.co.jp/irinfo/enotice>

### 2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2026年2月6日に公表した「Flowers 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、Flowers 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2026年2月9日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したにもかかわらず、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社の株主である旭化成ファーマ株式会社（以下「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式、当社の「株式給付信託（BBT）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式及び当社の所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正法を含みます。）第180条に基づき、当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上

記各議案に賛成する予定とのことです。

つきましては、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のための基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上